CNIPA、知財権の権利保護支援に関する報告書 2023 年版を公表

2024 年 4 月 26 日
JETRO 香港事務所

2024 年 4 月、国家知識産権局（CNIPA）は、「2023 年の国家知的財産権の権利保護支援業務に関する進捗状況報告」（2023 年全国知识产权维权援助工作进展报告[1]）を公表した（表紙含め全 28 頁）。

本報告は、知財権の権利保護支援業務について 2023 年の状況をまとめたものであり、①全国での状況と、②地方での状況、の二つの部分で構成されている。

上記①の概要は以下のとおり。（数値は 23 年末時点。[　] は 22 年からの変化。）

（１）知財権の権利保護支援サービスの更なる強化

- 対応する機関は全国で 2,609［約 600 増］。そのうち、国家級知識産権保護センターは 70、知識産権快速維権センターは 42。合わせて 112［15 増］。
- 5,649 人のスタッフ［2,301 人増、68.7%増］、413 の大学［114 増、38.1%増］、833 の社会組織[2]［201 増、31.8%増］、6,574 の協力単位[3]［1,242 増、23.3%増］、14,271 人の専門家［3,663 人増、34.5%増］、9,990 人のボランディア［2,934 人、41.6%増］が関与。
- 海外知識産権紛糾応対指導に関する地方サブセンターは 43［21 増］、専門家は 119 人、サービス範囲は 18 の国・地域。

（２）知財権の権利保護支援業務に関する制度・体系の継続的な改善

- 法律法規の更なる改善。例えば、「専利法実施細則」改正完了や、全人代常務委員会の立法計画に「商標法」改正提出、「データ知財権地方パイロット業務指南」公布、「地理的表示産品保護弁法」及び「団体商標、証明商標の登録及び管理規定」制定等。
- 政策システムの継続的な改善。例えば、「外国貿易の安定規模と最適構造の推

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/24/art_53_191872.html
2 主に、業界団体、知財権専門家協会、知財権サービス機関、仲裁機構、公証機関等。
3 主に、大学、研究機関、法律事務所、知財権サービス機関、企業、行政機関、司法機関等。

進に関する意見」（2023 年 4 月 国務院弁公庁）、「知財分野における中央と地方の財政権限と支出責任の分担に関する改革計画」（2023 年 12 月 国務院弁公庁）、「全国知的財産権行政保護業務計画」[4]（2023 年 2 月 CNIPA）、「知的財産権保護支援ガイドライン」[5]（2023 年 3 月 CNIPA）等の公表。

（3）知財権の権利保護支援業務の基盤の更なる強化

- ウェブサイト[6]のアクセス数は年間を通じて約 350 万回［16.7%増］。事例紹介のアクセス数は 1.8 万回超。
- 全国の省級行政区の 81.3%が知識産権権利保護支援情報化プラットフォームを構築。その数は 246。

（4）知財権の権利保護支援サービスの顕著な効果

- 全国で提供したサービス数は 13.3 万件超［87.3%増］
- 提供したサービスとその件数は以下の通り。
  - 相談指導サービス（74,279 件［59.8%増］）
  - 権利保護支援申請の処理[7]（31,961 件）
  - 知財権侵害の判断のための参考意見の提供（17,157 件［53.5%増］）
  - 公益セミナー・研修（4,251 件［72.0%増］）
  - 分析・早期警告サービス（2,285 件［269.7%増］）
  - オンサイト[8]での権利保護支援サービス（1,926 件［523.3%増］）
- 中小企業、零細企業に対して、6.7 万件以上のサービスを提供。
- 海外知識産権紛糾応対指導センターと地方サブセンターは、企業に対して、600 件以上の海外紛争対応指導を行い、1,400 回以上の助言サービスを提供した。その結果、68,9 億元の経済損失を回復した。

（以上）

---

4 JETRO レポート「CNIPA、2023 年版の「全国知的財産権行政保護業務計画」を発表」（2023 年 3 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230308.pdf

5 JETRO レポート「CNIPA、知的財産権の保護支援に関するガイドラインを公表」（2023 年 3 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230307.pdf

6 「中国知识产权维权援助网」http://www.ipwq.cn/

7 知財法規制や関連政策に関するコンサルティングサービスの提供、知財権侵害の苦情処理、知財権紛争の解決等。

8 例えば、展示会、見本市、大規模スポーツイベント等。